

# 一般社団法人 日本野球機構

## 定 款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本野球機構といい、英文では、Nippon Professional Baseball Organization と表示し、NPBと略称する。

#### (主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区芝5丁目36番7号に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### 第2章 目的および事業

#### (目的)

第3条 この法人は、わが国における野球水準を高め、野球が社会の文化的公共財であることを認識し、これを普及して国民生活の明朗化と文化的教養の向上をはかるとともに、野球事業の推進を通してスポーツの発展に寄与し、日本の繁栄と国際親善に貢献することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 野球試合日程の編成および審判
- (2) 野球試合の主催および開催支援
- (3) 野球規則の制定および野球技術の研究
- (4) 野球選手、監督および審判の養成
- (5) 野球に関する指導および普及奨励
- (6) 野球に関する資料の収集、調査および研究
- (7) 野球選手、監督、審判および野球関係者の表彰、それらの者のための養老厚生事業ならびに職業紹介事業の実施
- (8) 会員間の連絡、親善
- (9) 野球に関する国際的な連絡および事業の実施
- (10) 野球または野球をふくむスポーツの振興またはその援助を目的とする公益的団体への資金的援助
- (11) 球団が破産・解散その他の事情による破たん等（以下「球団の破たん等」という。）により野球選手、監督その他の球団所属職員の保有が困難となった場合の一時保有の際の参稼報酬等の支払等の救済（以下

「選手等の救済」という。) 措置の実施

(12) 野球に関する博物館、図書館等の公共施設に対する資金的援助

(13) その他目的を達成するために必要な事業

第2項 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3項 第1項の事業を行うにあたっては、暴力団排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は球団であって、野球が社会の文化的公共財であることを認識して次条の手続きを経て会員となったものとする。

第2項 この会員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(会員資格)

第6条 この法人の会員となる球団は、発行済資本総額1億円以上の、日本国の法律に基づく株式会社でなければならない。ただし、昭和55年1月1日現在において会員である既存の球団は、この資本金に関する制限から除外される。

第2項 会員となる球団は、当該球団の発行済みの資本の総額のうち、日本に国籍を有しないものの持株総計が、資本総額の49%を超えないものとする。

第3項 本条で定める以外のこの法人の会員の資格については、社員総会または社員総会で別途定める会員参加資格規程で定めるものとする。

(新たな会員資格の取得および既存の会員資格の譲受等)

第7条 新たに会員になろうとする者またはこの法人の会員である球団を譲り受けもしくはその経営権を譲り受けようとする者は、この法人所定の手続きにより申込をし、理事会および社員総会の承認を受けなければならない。

第2項 新たに会員となった球団は、社員総会または社員総会で別途定める「預り保証金等規程」に従い、預り保証金および野球振興協力金ならびに入会手数料を前項の承認を受けた日の翌日から30日以内に納入しなければならない。なお、かかる金員を期限までに納入できなかった場合には、第1項の入会の承認は取り消されるものとする。

第3項 この法人の会員である球団の売買、贈与、事業譲渡、合併等その形式を問わず球団の譲り受けがなされた場合またはこの法人の会員である球団の株式の過半数を有する株主もしくは過半数に達しなくても事実上支配権を有するとみなされる株主からの株式譲渡等により球団の経営権の譲り受けがなされた場合、会員資格を承継した第1項の定めにより承認を受けた球団は、社員総会または社員総会で別途定める「預り保証金等規程」に従い、

預り保証金、野球振興協力金および入会手数料を第1項の承認を受けた日の翌日から30日以内に納入しなければならない。ただしこの場合においては、「預り保証金等規程」の定めるところにより理事会の議決で減額または免除することができる。

第4項 第2項または第3項の預り保証金を納入した会員は、その返還請求権を他に譲渡し、質入し、担保に供し、または差押えの目的とする等一切の処分をしてはならない。

(除名)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議を経て、社員総会において総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、総会員の議決権の4分の3以上の決議を経て、会長はこれを除名することができる。この場合、社員総会で決議する1週間前までにその旨を通知し、社員総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損しまたは目的に反する行為をしたとき
- (3) この法人の義務を果たさないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

第2項 会長は、会員を除名したときは、除名した会員にその旨通知しなければならない。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、あらかじめこの法人にその理由を申出て、理事会の承認を受けなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 球団の破たん等
- (2) 事業譲渡、合併等により球団が野球の業務を行わなくなったとき
- (3) 第11条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (4) 総会員が同意したとき
- (5) 当該会員が解散したとき

(経費の負担)

第11条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第2項 会員は、前項のほか社員総会の決議により定めた場合には、特別の会費または分担金を納入するものとする。

#### 第4章 オーナー会議

##### (オーナー会議)

第12条 この法人の会員たる球団を保有し又は支配する事業者を代表する者であって球団の役員を兼ねる者（以下「オーナー」という。）をもって、オーナー会議を構成する。

第2項 オーナー会議は、この法人の社員総会として開催されるほか、日本プロフェッショナル野球組織（以下「プロ野球組織」という。）の最高の合議・議決機関（以下「野球協約上のオーナー会議」という。）およびオーナー懇話会として開催する。

第3項 会員は、オーナーに事故がある場合にその職務を代行すべき者（以下「オーナー代行」という。）を定めてこの法人に届け出ることができる。オーナー代行は、社員総会と野球協約上のオーナー会議に関しオーナーと同一の権限を有するものとする。

##### (社員総会の種類)

第13条 社員総会は、定時社員総会を毎事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、臨時社員総会を毎事業年度開始前および必要がある場合に開催する。

##### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

第2項 社員総会の招集は、期日の3週間前に、会議の目的である事項および日時並びに場所を示して会員に通知する。

##### (社員総会招集請求)

第15条 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

##### (議決権)

第16条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

##### (権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 事業計画および収支予算に関する事項
2. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）
3. 会員の加入承認および除名
4. 理事および監事の選任または解任
5. 常勤理事および監事の報酬等の額
6. 定款の変更
7. 解散および残余財産の処分

8. その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

(議長)

第18条 社員総会の議長は、各年度の最初の社員総会においてオーナーの中から選出し、同議長が同年度末まで社員総会の議長を務めることとする。

第2項 議長は、当該社員総会の秩序を維持し、会長と共同して議事を整理する。

(社員総会の決議)

第19条 社員総会の決議は、総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、出席した会員の議決権の4分の3をもって行う。

第2項 社員総会にオーナーあるいはオーナー代行が出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第50条、第51条、第52条の各条文に従い、代理人により議決権を行使し、または書面もしくは電磁的方法により議決権を行使することができる。ただし、会員たる球団の役職員以外の者は、代理人となることができない。

(社員総会の決議の省略)

第20条 理事または会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事の通知)

第21条 社員総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および社員総会で選任された議事録署名人2名がこれに記名押印して、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(下位規則への委任)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会の決議または社員総会において別に定める「社員総会運営規程」による。

(オーナー懇話会)

第24条 オーナー会議は、オーナー懇話会として、第3条所定の目的達成のために意見交換し、この法人の事業等に関して理事会に指針等を示すことができる。

第2項 オーナー懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める「オーナー懇話会運営要領」による。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上16名以内

(2) 監事 1名以上4名以内

第2項 理事のうち1名を会長とする。

第3項 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

第4項 会長および副会長以外の理事のうち4名以内を常務理事とすることができる。

第5項 第2項の会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事および監事は、社員総会で選任する。

第2項 前項の理事には、各球団の代表者（各球団が、その球団の代表者として各球団毎に1名ずつ選出した者をいう）のすべてが含まれていなければならない。ただし、その数は12名を限度とし、副会長の人数は、内数とする。

第3項 会長は、社員総会が会長に適任であるとして選定した、球団に関係のない理事の中から、理事会の決議によって選出する。

第4項 副会長は、理事会で選定する。

(理事の職務および権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより職務を執行する。

第2項 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

第3項 副会長は、会長を補佐し、職務を執行する。

第4項 常務理事は、常勤とし、会長および副会長を補佐し、この法人の日常の事務の執行に従事するほか、社員総会または理事会の決議した事項を処理する。

第5項 会長および常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および職務事項)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

第2項 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(理事等の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第2項 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第3項 補欠による理事の任期は、前任者の残任期間とし、増員による理事の任期は、現任者の残任期間のうち最長のものと同じとする。

第4項 理事または監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、その任期満了後または辞任後でも後任者が就任するまでは、なお、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員等の解任)

第30条 役員（理事および監事）は、理事会の決議を経て、社員総会において総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、総会員の議決権の4分の3以上の決議により解任することができる。

(報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、常務理事および監事に対しては社員総会において定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した金額を報酬等として支給することができる。

第2項 役員には、その職務を行うため要する費用を弁償することができる。

(競業および利益相反取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる場合には社員総会において、その取引の重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己または第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 理事が自己または第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

第2項 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

第2項 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 規程の制定、廃止および変更に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長および常務理事の選定および解職

第2項 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- (6) 第40条の責任の免除

(開催)

第35条 理事会は、随時会長が招集する。会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。ただし毎事業年度少なくとも2回以上招集しなければならない。

第2項 会長は、監事から招集の請求があったときは、理事会を招集するものとする。

(招集)

第36条 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事および監事に対しその通知をしなければならない。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上をもって行う。

第2項 理事会の議長は、会長とする。会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順序により副会長がこれに当たる。

第3項 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べたときを除いて、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録等)

第39条 理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席した監事が署名押印のうえ、これを主たる事務所に10年間備え置くものとする。



(役員等の責任の免除)

第40条 この法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

## 第7章 日本プロフェッショナル野球組織

(プロ野球組織)

第41条 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の下にプロ野球組織を設ける。

第2項 プロ野球組織は、第4条第1項第1号から第4号、第7号から第9号、第11号および第13号に掲げる事業のうちプロ野球の公式試合の運営等に関する事項を審議し、事業を遂行する。

第3項 プロ野球組織の組織および運営等については、別に定める規程による。

第4項 前項の規程の制定および改正については、理事会の承認を得なければならない。

(コミッショナー)

第42条 プロ野球組織にコミッショナーをおく。

第2項 コミッショナーは、原則として会長がこれを務める。

第3項 会長にコミッショナー兼務の支障がある場合は、野球協約上のオーナー会議において会長以外の者をコミッショナーに選任することができる。

## 第8章 委員会および専門委員会

(委員会および専門委員会)

第43条 この法人の事業を遂行するために理事会の付属として委員会を、法人に必要な専門事項を処理するため、専門委員会を設けることができる。

## 第9章 顧問、相談役および会友

(顧問、相談役)

第44条 この法人に、若干名の顧問および相談役をおくことができる。

第2項 顧問および相談役は、理事会の推薦にもとづき、会長が委嘱する。

第3項 顧問および相談役は、重要事項に関して会長の諮問に応ずるほか、社員総会および理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(会友)

第45条 この法人に対し、特に功績のあった者を会友として若干名おくことができる。

第2項 会友に関する事項は理事会で定める。

#### 第10章 有識者会議

(有識者会議の設置)

第46条 第3条の目的を達成するため、この法人に、野球その他の事項に関する識見を有する10名以内の有識者から構成される有識者会議をおくことができる。

#### 第11章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局および必要な職員を置く。

第2項 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

第3項 事務局員は、上司の命に服し、この法人の事業の趣旨に基づき公平公正を旨として職務を行わなければならない。

第4項 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

#### 第12章 資産および会計

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(財産の構成)

第49条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会員の会費および分担金
- (2) 事業にともなう収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 入会手数料
- (5) 預り保証金引当資産
- (6) 選手等救済基金
- (7) 野球振興基金
- (8) 寄附金品
- (9) その他の収入

(資産の管理)

第50条 この法人の資産の管理、運用は、社員総会の決議を経て会長が行う。

第2項 預り保証金引当資産の管理、運用についても前項と同様とする。

(預り保証金引当資産の処分制限)

第51条 預り保証金引当資産については、預り保証金等規程に定める場合を除き、これを処分し、質入し、または担保に供してはならない。

(基本財産)

第52条 公益目的事業を行うために不可欠な財産として理事会決議により指定された財産を基本財産とする。この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

(経費の支弁)

第53条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第54条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、会長がこれを編成し、理事会および社員総会の議決を得なければならない。

第2項 事業計画および収支予算を変更する場合も前項と同様とする。

(事業報告および収支決算報告書)

第55条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書（作成を要する期間に限る）
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

第2項 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第5号までの書類については、毎事業年度終了後2箇月以内に開催される定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第3項 この法人は、第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に備え置くものとする。なお、定款以外の書類の備え置き期間は5年間とする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 監査報告
- (4) 理事および監事の名簿

第4項 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。決算の結果、剰余金が出たときは翌年に繰り越し、不足が出たときは理事会で、その処分を決定する。

(長期借入金)

第56条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、社員総会において、総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、総会員の議決権の4分の3以上の決議を経なければならない。

(重要な処分)

第57条 収支予算で定めるものを除き、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の決議を経て、社員総会において、総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、総会員の議決権の4分の3以上の決議を経なければならない。

(預り保証金引当資産他)

第58条 第49条第5号の預り保証金引当資産、同第6号の選手等救済基金および同第7号の野球振興基金については、それぞれ勘定科目を設けて管理する。

(会計原則)

第59条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

### 第13章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、理事会の決議を経て、社員総会において、総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、総会員の議決権の4分の3以上の決議を得なければ変更することができない。

(合併等)

第61条 この法人は、理事会の決議を経て、社員総会において、総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、総会員の議決権の4分の3以上の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との間で、合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第62条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条の事由によるほか、理事会の決議を経て、社員総会において、総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、総会員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第63条 この法人の清算に伴う残余財産は、理事会の決議を経て、社員総会において総会員の議決権の4分の3以上の者が出席し、総会員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとす

る。

#### 第14章 公告方法

##### (公告方法)

第64条 この法人の公告は、電子公告による。事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

#### 第15章 補則

##### (細則)

第65条 この定款の施行に関して必要な細則は、理事会で定める。

##### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、この定款第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 当法人の最初の会長（代表理事）は、次に掲げる者とする。

会長 加 藤 良 三